

社会福祉法人川越市社会福祉協議会役員報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会定款（平成29年定款第2号）第25条の規定に基づき、社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員給与等)

第2条 常勤役員には、給料、地域手当、通勤手当、管理職手当及び期末手当を支給する。

2 常勤役員給与は、月額とし、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 理事長 川越市一般職の職員給与に関する条例（昭和26年条例第14号。以下「市給与条例」という。）別表第1再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、職務の級8級の給料月額に相当する額

(2) 常務理事 市給与条例別表第1再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、職務の級6級の給料月額に相当する額

第3条 1週間当たりの通常の勤務時間が社会福祉法人川越市社会福祉協議会職員就業規則（平成27年規程第5号。以下「就業規則」という。）第21条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に比し短い時間である場合には、常勤役員給与は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を同項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(地域手当)

第4条 地域手当は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会職員給与規程（昭和53年規程第1号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により支給する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、職員の例により支給する。

(管理職手当)

第6条 管理職手当は、月額とし、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、第4条の規定の適用を受ける常勤役員にあっては、その額に、その者の1週間当たりの勤務時間を就業規則第21条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長 川越市職員の管理職手当に関する規則(昭和34年規則第13号。以下「市管理職手当規則」という。)第2条第2項第2号に相当する額
- (2) 常務理事 市管理職手当規則第2条第2項第4号に相当する額

(期末手当)

第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退任し、又は死亡した者(これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退任し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に、市給与条例第16条第3項に相当する割合及び川越市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年規則第19号。以下「市期末勤勉手当規則」という。)第22条第2号に相当する割合の合計割合を乗じて得た額に、職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長 市期末勤勉手当規則別表第1行政職給料表の項職務の級8級及び7級の職員の欄に相当する割合
- (2) 常務理事 市期末勤勉手当規則別表第1行政職給料表の項

職務の級 6 級の職員の欄に相当する割合

(常勤役員の旅費)

第 8 条 常勤役員が本会の業務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により常勤役員に支給する旅費の種類は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会旅費規程（平成 2 6 年規程第 2 号。以下「旅費規程」という。）に規定するところによる。

3 常勤役員に支給する旅費の内、日当及び宿泊料の額は、旅費規程別表第 1 事務局長に支給する額とする。

(非常勤役員の費用弁償)

第 9 条 非常勤役員が、本会の業務を行うために出張したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定により非常勤役員に支給する費用弁償の種類は、旅費規程に規定するところによる。

3 非常勤役員に支給する費用弁償の内、日当及び宿泊料の額は、旅費規程別表第 1 事務局長に支給する額とする。

4 非常勤役員（埼玉県又は川越市の職員である者を除く。）が理事会に出席し、又は役員として本会の事業に従事したときは、費用を弁償するものとし、その額は、日額 4, 0 0 0 円とする。

(支給方法等)

第 1 0 条 この規程に定めるものを除くほか、常勤役員の給料、地域手当、通勤手当、管理職手当及び期末手当の支給については、職員の例による。

附 則（平成 2 9 年評議員会規則第 1 号）

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年評議員会規則第 2 号）

この規程は、平成 2 9 年 6 月 1 3 日から施行する。